**佐倉市認可外保育施設の利用について**

佐倉市では、認可外保育施設をご利用の方に向けた制度があります。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 認可外保育施設利用証明 |
| 目的 | ・利用調整時の加点対象になります。 |
| 条件 | ・１ヵ月１３日以上かつ１日当たり４時間以上の利用 |
| 対象施設 | （市内・市外問わず）児童福祉法第５９条の２第１項による届け出を行った以下の施設・認可外保育施設・託児所等※一時預かり、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンターは対象にはなりません。 |
| 対象者 | ・上記の施設を２ヵ月以上有料で利用している場合。 |
| 必要書類 | ・認可外保育施設利用証明有料、かつ上記の条件を満たすことが記載されている証明なら任意の様式でも可。※利用施設の社印を押印してください※書類は佐倉市ホームページからダウンロードすることができます。 |
| 申請期限 | ・申込み受付期間の締切日まで5～12月：毎月15日まで※15日が土日・祝日の場合はその前日の平日まで1～4月 ：別途お問い合せください |
| その他 | ・育児休業中、求職活動、就労内定又は就学予定での利用は対象にはなりません。 |

[お問い合わせ こども保育課 ４８４－６２４５]